

23 生 福 号 外  
平成23年7月22日

各市町村長 様

福島県社会福祉課長  
( 公 印 省 略 )

東日本大震災義援金第2次配分の配分対象の追加について (通知)

義援金配分事務につきましては、早期配分に御尽力いただき厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災義援金第2次配分については、7月1日の事務担当者会議において、配分方針をお示ししておりますが、厚生労働省と協議の結果「特定避難勧奨地点」を原発関係避難世帯の積算対象に追加いたしますので、お知らせいたします。

なお、貴市町村において、「特定避難勧奨地点」が設定された場合は、該当世帯数を報告願います。

また、「特定避難勧奨地点」については、第2次配分の国義援金及び県義援金の積算対象となりますが、第1次配分の配分対象とはなりませんので留意願います。

記

第2次配分における原発関係避難世帯の対象範囲

- ・国義援金・・・警戒区域（20km 圏内）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点
- ・県義援金・・・30km 圏内区域（旧屋内待避、旧避難指示区域）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点

(事務担当 社会福祉課 主任主査 武田 電話024-521-7322)